第8回

門真市自治基本条例 制定検討委員会 会 議 資 料

平成24年2月8日(水) 消費生活センター 2階会議室

○記載内容説明

門真市条例制定検討	委員会 検討条例案	門真市条例制定検討	委員会 検討条例案
Σ	平成24年1月13日 事務局作成		平成24年2月8日 事務局作成
第1章 総則		第1章 総則	
(目的)	(説明)	(目的)	(説明)
第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。	したものです。市民、議会及び市役所それぞ れが、協働を中心としたまちづくりの基本原	第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。	したものです。市民、議会及び市役所それぞ れが、協働を中心としたまちづくりの基本原

平成24年1月13日 第6回 及び 平成24年1月27日 第7回の条例制定検討委員会にて使用した、事務局案です。

第6回 及び 第7回条例制定検討委員会での検討内容を受けて作成した事務局案です。

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年1月13日 事務局作成

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年2月8日 事務局作成

(前文)

門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁し、 の銅鐸が発見されるなど約3500年前から人々 の暮らしが営まれた歴史あるまちです。また、 先人たちは、低湿地、洪水などの自然と対峙 し、段蔵やバッタリなどの創意工夫を行い、 自然とまちが一体となった故郷を形成してき! ました。自然の恩恵を受け、既に中世には、 |池沼地を除いて、ほぼ全域が農地として開発 | ユニティ組織、ボランティア団体、NPO、 され、近世には、蓮根(れんこん)や慈姑(く!民間企業等の多様な主体が目的を共有し、そ▮ほぼ全域が農地として開墾され、近世には、 の発展は、脈々と続く自治の歴史の蓄積により分に発揮していくことが必要な社会となっ▮盛んになりました。 るもので、水防・水利組織を作り、共同体、 村を形成し、定住可能な都市として後の発展 たかな自治がありました。江戸時代になると 独自に古川提に水門を設け、命をかけて農民・動することが求められます。また、議会は、 きました。また、平和憲法の制定や核兵器の 廃絶に歴史的活躍をした人々をはじめ、様々 結晶として、わがまち門真があります。

昭和38年に市制を敷いた門真市は、昭和48境づくりが求められます。 年には市民の総意として『門真市市民憲章』 けて取り組むことを宣言しました。その後、 を迎え、住民の自治を基盤とした地方自治の「ていくことを宣言するものです。 あり方が一層問われるようになってきまし

(説明)

門真には、誇るべき自治の歴史や都市の発 西に広がる大阪のまちと連なる河内平野のは、展があります。このことを市民が想起し、こ て触れました。

> ところで、現在(本条例制定当時)では、 少子高齢化、生活形態の多様化等によって、 市役所に頼るだけでは明るく豊かな住みよい てきました。

そこで、市民、議会、市役所が協働して、 の礎を築きました。農村には相互扶助と独立!総合計画の実効性を高め、持続可能な自治を┃の共同体をつくり、村を形成し、定住可能なりの精神、さらには結束力がありました。生活 の精神、さらには結束力があり、生活の安定・推進し、自律発展都市を目指すことになりま が侵されようとした時は、それに応えるした。す。そのためには、市民は相互の人格や人権●には相互扶助と独立の精神、さらには結束力しる自治がありました。江戸時代になると独自 を尊重し合うことを前提に、主体的に考え行

があり、生活の安定が侵されようとした時は、に古川提に水門を設け、命をかけて農民たち たちを水害から守った多くの義民を輩出して「その意思決定過程を市民から「見える」よう に改善し、市民から信頼される議会を目指す 歴史的活躍をした人々をはじめ、様々な舞台 必要があります。さらに、市役所もたて割り な舞台で奮闘した先人たちの努力と郷土愛の┆行政を是正し、市民から「見える」ように改

■して、わがまち門真があります。 革すると同時に、市民と積極的に語り合う環

したがって、前文は、これから市民を起点 を制定し、人間の尊厳と住民自治の確立に向しとした自治を目指し、市民、議会、市役所の■けて取り組むことを宣言しました。その後、

(前文)

門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁し、 ┃西に広がる大阪のまちと連なる河内平野のほ!展があります。このことを市民が想起し、こ ぼ中央に位置し、縄文時代の土器や弥生時代はれからの自治を創造していくために、前文の▮ぼ中央に位置し、縄文時代の土器や弥生時代はれからの自治を創造していくために、前文の 前半で門真市の自治の歴史のポイントについ ■の銅鐸が発見されるなど約3500年前から人々 の暮らしが営まれた歴史あるまちです。

> 私たちの先人たちは、低湿地、洪水などの一べています。 自然と対峙し、水路や築堤、段蔵、バッタリ などの創意工夫を行い、自然とまちが一体と を受け、既に中世には、池や沼地を除いて、

> > また、まちの発展は、脈々と続く自治の歴 史の蓄積によるもので、水防・水利組織など ■都市として後の発展の礎を築きました。農村□の安定が侵されようとした時は、それに応え それに応える自治がありました。

加えて、平和憲法の制定や核兵器の廃絶にた。 で奮闘した先人たちの努力と郷土愛の結晶と

年には市民の総意として『門真市市民憲章』 ■を制定し、人間の尊厳と住民自治の確立に向したちの努力の下で、私たちは暮らしています。 三者が決意を表明するとともに、自治基本条 ■ 平成 12 年 4 月に、わが国は地方分権の夜明け、もに発展し、人口急増の中で、市制を敷き、 平成12年4月に、わが国は地方分権の夜明け、例が門真市の自治の最高規範として尊重され ■を迎え、住民の自治を基盤とした地方自治の あり方が一層問われるようになってきまし

(説明)

門真には、誇るべき自治の歴史や都市の発 前半で門真市の成り立ち、自治の歴史やその 担い手である先人たち市民の活躍について述

低湿地帯が中心で、しばしば、洪水に苦し められてきた門真市は、仁徳天皇の堤事業と 伝えられる茨田堤(まんだのつつみ)をはじ め、水路にパナマ運河と同様の仕組みである バッタリをつくり、船の行き来を行ってきま わい)の栽培も盛んになりました。このまち≒れに向けて、手を携えて、それぞれの役割を**■**蓮根(れんこん)や慈姑(くわい)の栽培も≒した。河内蓮根として有名な蓮根栽培なども 近世まで盛んでした。

> また、水害による困窮から、農民たちは水 防組織をつくるなど農村には相互扶助と独立 を水害から守った多くの民を輩出してきまし

さらには、平和外交を進め、日本国憲法の 制定に寄与した幣原喜重郎や原水爆禁止活動 に貢献した安井 郁を輩出するなど、日本史 昭和38年に市制を敷いた門真市は、昭和48年に名を残す先人をはじめ、様々な舞台で、地 域で活躍し、今日の門真市を築いてきた先人

> 門真は、昭和30年からの高度経済成長とと その10年後に、市民憲章を制定しました。

時は移り、平成12年4月施行の「地方分権 一括法」により、地方自治は、大きく様変り

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年2月8日 事務局作成

平成24年1月13日 事務局作成

た。また、平成13年には「門真市美しいまち づくり条例」を施行し、参画と協働の理念の 具体化へと新たな一歩を踏み出しています。

一方で、産業構造や経済状況の変化、国際 化と情報化の進展、少子高齢化は、社会状況 を大きく変えつつあります。福祉や子育て・ 教育、文化に生涯学習など住民のニーズは多 様化・高度化してきており、人間関係の疎遠 化、所得格差など様々な解決すべき問題も発 生しています。そこで、問題を打開し、誇り を持って住み続けたいと思えるまち、子ども たちの未来に希望の持てる安心安全なまちを 構築する必要があります。そのために、私た ち市民一人ひとりは、自然や社会から多くの 恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利 と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつ ながりを大切にして力を寄せ合い、ありがと うの気持ちと奉仕の精神を基盤とし、市民力 を一層高め、楠が大空に向かって高くそびえ るその姿のように、しっかりと大地に根を張 った地域力を育てていきます。

地方分権の進行とともに、市民を起点とす る自律発展都市の形成は不可欠となってきま した。これからは、より一層、市民から信頼 され、開かれた議会や市役所を確立し、総合 計画等の計画がめざす姿を実効性のあるもの にしていかなければなりません。市民、議会、 市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれ の強みを活かし、足らずを補い合い、相互に 「見える」形で持続可能な自治を追求するこ とを決意しました。そこで、市民みんなが共 有すべき自治の最高規範として、門真市自治 基本条例を制定し、これをもって今私たちは 新たな自治の一歩を踏み出します。

化と情報化の進展、総人口の減少・少子高齢・下関係から、対等・平等の関係となりました。 化は、社会状況を大きく変えつつあります。 福祉、社会保障から子育て、教育、文化に生します。 涯学習など住民のニーズは多様化・高度化し てきており、人間関係の疎遠化、所得格差な、社会は混迷を深めており、地方の疲弊も著し ど様々な解決すべき問題も発生しています。

そこで、問題を打開し、誇りを持って住みり方が問われています。 続けたいと思えるまち、子どもたちの未来に 要があります。そのために、私たち市民一人一変わってきており、市役所に頼るだけでは明 ひとりは、自然や社会から多くの恩恵を受け、るく豊かな住みよいまちをつくることはでき 切にして力を寄せ合い、ありがとうの気持ち、が目的を共有し、それに向けて、手を携えて、 楠が大空に向かって高くそびえるその姿のより必要な社会となってきました。 うに、しっかりと大地に根を張った地域力を 育てていきます。

され、開かれた議会や市役所を確立し、総合・動することが求められます。また、議会は、 とを決意しました。

そこで、市民みんなが共有すべき自治の最 高規範として、門真市自治基本条例を制定し、 これをもって今、私たちは新たな自治の一歩 を踏み出します。

一方で、産業構造や経済状況の変化、国際し、機関委任事務は廃止され、国と地方は上 一般的に、「地方分権の夜明け」と呼ばれたり

> 一方、今日のグローバル社会の中で、日本 くなってきており、今まさに、地方自治の在

少子高齢化、産業構造の変化、生活形態の 希望の持てる安全・安心なまちを構築する必多様化等によって、市民の暮らしは、大きく ていることを自覚し、自らの権利と責務を重しず、自治会等のコミュニティ組織、ボランテ く受け止め、多様な人と人とのつながりを大・ィア団体、NPO、民間企業等の多様な主体 と奉仕の精神を基盤とし、市民力を一層高め、それぞれの役割を十分に発揮していくことが

そこで、市民、議会、市役所が協働して、 総合計画の実効性を高め、持続可能な自治を 地方分権の進行とともに、市民を起点とす「推進し、自律発展都市を目指すことになりま る自律発展都市の形成は不可欠となってきましす。そのためには、市民は相互の人格や人権 した。これからは、より一層、市民から信頼はを尊重し合うことを前提に、主体的に考え行 計画等の計画がめざす姿を実効性のあるもの「その意思決定過程を市民から「見える」よう にしていかなければなりません。市民、議会、に改善し、市民から信頼される議会を目指す 市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれ、必要があります。さらに、市役所もたて割り の強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「行政を是正し、市民から「見える」ように改 「見える」形で持続可能な自治を追求するこ。革すると同時に、市民と積極的に語り合う環 境づくりが求められます。

> したがって、前文は、これから市民を起点 とした自治を目指し、市民、議会、市役所の 三者が決意を表明するとともに、自治基本条 例が門真市の自治の最高規範として尊重され ていくことを宣言するものです。

明直古冬何制完烩封	· 委員会 検討条例案	明青古冬例制定檢封	委員会 検討条例案
		# 17 1	
	平成24年1月13日 事務局作成		平成24年2月8日 事務局作成
第1章 総則		第1章 総則	
(目的)	(説明)	(目的)	(説明)
第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。	したものです。市民、議会及び市役所それぞ れが、協働を中心としたまちづくりの基本原	第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念に基づいて、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民福祉の向上を図ることを目的とします。	第1条は、この条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会及び市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。 この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年1月13日 事務局作成

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年2月8日 事務局作成

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げ ます。

(1) 市民

市内在住、在勤、在学する人及び市内で市 民活動を行う人並びに事業所をいいます。

(2) 事業所

市内で事業活動を行う法人をいいます。

(3) 議会

をいいます。

(4) 市役所

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査・重ねて述べています。 委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評 価審査委員会及び水道事業管理者をいいま!ば市、行政または執行機関と表現すべきです┃員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価!来であれば市、行政または執行機関とすべき┃

(5)協働

市民、事業所、市役所など多様な主体が、使用しています。 地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向 し協力することをいいます。

(6) 市民力

一人ひとりが、それぞれの役割を果たし、 ことをいいます。

(7) 地域力

市民力を結集することによって、地域の課!作業すること』が強調されます。 題を解決し、地域を発展させていく力のこと をいいます。

(説明)

で、条例で使用される用語をできるだけ明確

■ます。 に定義付けを行う必要があります。

本条例における市民とは、参政権を前提と した市民ではなく、門真市の協働によるまち

■活動を行う人・団体並びに事業所をいいます。

に定義付けを行っています。 づくりの主役として期待される市民のことを いいますので、門真市に住所を有する住民の ほか、通勤、通学する人、市内で市民活動を 政策立案・立法及び行政監視を主な目的と「行う人、そして事業所も市民に含めています。」 する審議・議決機能を持つ市の意思決定機関・特に、市内で事業活動を行う法人は、地域と 会的責任を果たす役割を期待しているため、

> 市役所という表現については、本来であれ が、日常的には市役所といわれていますので、 本条例ではわかりやすく市役所という言葉を

協働という言葉をよく耳にするようになり

「共同」「協同」「協働」の三つとも「同じ■ 目的のために複数の主体が協力する」という ます。

「共同」は「共同作業」のように『一緒に

への全体的な考えが一致するものが集まり、
■いいます。 『必要な活動を分かち合う』意味を持ちます。

(定義)

本条例は、市民、議会、市役所それぞれの**■第2条** この条例において、次の各号に掲げ る用語の意義は、当該各号に定めるものとし!役割と協働関係について提示するものですの▮る用語の意義は、当該各号に定めるものとし!役割と協働関係について提示するものです。

(1) 市民

(2) 事業所

(3) 議会

の関わりが一層求められているとともに、社■する審議・議決機能を持つ市の意思決定機関:特に、市内で事業活動を行う個人・法人は、 をいいます。

(4) 市役所

審査委員会及び水道事業管理者をいいます。

(5)協働

市民、事業所、市役所など多様な主体が、地 協力することをいいます。

(6) 市民力

力のことをいいます。

(7) 地域力

「協同」は「協同組合」のように目標達成┃を解決し、地域を発展させていく力のことを

(説明)

本条例は、市民、議会、市役所それぞれの

そのため、従来の意味とは異なった用語の 使い方を本条例では行っていますので、条例 市内在住、在勤、在学する人及び市内で市民で使用される用語について、できるだけ明確

本条例における市民とは、門真市の協働に 市内で事業活動を行う個人・法人をいいましよるまちづくりの主役として期待される市民 であり、門真市に住所を有する住民のほか、 通勤、通学する人、市内で市民活動を行う人・ 政策立案・立法及び行政監視を主な目的と「団体、そして事業所も市民に含めています。 地域との関わりが一層求められており、社会 的責任を果たす役割を期待しているため、重 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員ねて述べています。市役所という表現は、本 ですが、本条例ではわかりやすく市役所とい う言葉を使用しています。

協働という言葉をよく耳にするようになり ■域の課題を共有し、共通の公共的目的に向か「ましたが、「共同」「協同」とよく混同され かって果たすべき役割を自覚し、相互に補完┆ましたが、「共同」「協同」とよく混同されま▋って果たすべき役割を自覚し、相互に補完し┆ます。「共同」「協同」「協働」の三つとも 「同じ目的のために複数の主体が協力する」 という意味は共通ですが、『力の合わせ方』 市民一人ひとりが、それぞれの役割を果た一が異なります。「共同」は「共同作業」のよ 地域の課題解決に向けて考え、取り組む力の「意味は共通ですが、『力の合わせ方』が異なり
■し、地域の課題解決に向けて考え、取り組む
「うに『一緒に作業すること』が強調されます。 「協同」は「協同組合」のように目標達成へ の全体的な考えが一致するものが集まり、『必 市民力を結集することによって、地域の課題!要な活動を分かち合う』意味を持ちます。

> 「協働」は、各主体の自発性や行動が尊重 された考え方で、『それぞれの思いや活動を尊 重しながら、共通する目的に向けて力を合わ せましょう』という意味になります。

門真市条例制定検討	委員会 検討条例案	門真市条例制定検討	委員会 検討条例案
平成24年1月13日 事務局作成			平成24年2月8日 事務局作成
	「協働」は、各主体の自発性や行動が尊重 された考え方で、『それぞれの思いや活動を尊 重しながら、共通する目的に向けて力を合わ せましょう』という意味になります。		
第2章 自治の基本原則		第2章 自治の基本原則	
(基本理念)	(説明)	(基本理念)	(説明)
第3条 将来を担う子どもたちに、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、市民力、地域力を高め、生成し自ら発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。	指すべき理念として掲げ、市民、議会及び市 役所の協働によって、「住みたい」「住み続け たい」と思えるまちを形成していくことを宣 言したものです。	き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働 し、地域全体の自治意識の向上を図ることで、 市民力、地域力を高め、生成し自ら発展して いく自律発展都市の形成を目指すことをこの 条例の基本理念とします。	指すべき理念として掲げ、市民、議会及び市 役所の協働によって、「住みたい」「住み続 けたい」と思えるまちを形成していくことを 宣言したものです。
(最高規範性)	(説明)	(最高規範性)	(説明)
これを遵守しなければなりません。	だけではなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り育てることで、門真市における最高規範	にこれを遵守しなければなりません。 2 条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用を 行う場合には、この条例で定める内容を尊重	だけではなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り育てることで、本条例は、門真市におけ

明盲古冬例制完檢到	委員会 検討条例案	明盲市各例制完檢到	委員会 検討条例案
	安兵云 (英門木門朱 平成24年1月13日 事務局作成	2 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	平成24年2月8日 事務局作成
(協働によるまちづくりの基本原則)	(説明)	(協働によるまちづくりの基本原則)	(説明)
第5条 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。 (1)情報共有市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。 (2)参加・参画市民、議会及び市役所は、市や地域に関わる情報の収集に努め、主体的に関わることを原則とします。 (3)対等・尊重市民、議会及び市役所は、対等の立場でそれぞれの役割を尊重し、特徴を活かし合いながら、課題に取り組むことを原則とします。	相互が「見える」形で活動し、相互に意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。門真市情報公開条例(平成11年12月22日門真市条例第13号)第6条に定める個人に関する情報等、不開示情報を除き、議会や市役所が、積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、協働を進めていくために必要な条件です。ただし、議会や市役所には法令で行政執行や予算執行の権限が付与されており、市民とは担うべき役割が違います。しかしながら、議会や市役所は、市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、情	(1)情報共有市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。 (2)参加・参画市民、議会及び市役所は、市や地域に関わる情報の収集に努め、主体的に関わることを原則とします。 (3)対等市民、議会及び市役所は、対等の立場でそれ	相互が「見える」形で活動し、相互に意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。門真市情報公開条例(平成11年12月22日門真市条例第13号)第6条に定める個人に関する情報等、不開示情報を除き、議会や市役所が、積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、協働を進めていくために必要な条件です。ただし、市役所には法令で行政執行や予算執行の権限が付与されており、市民とは担うべき役割が違います。

門真市条例制定検討	委員会 検討条例案	門真市条例制定検討	委員会 検討条例案
平成24年1月13日 事務局作成			平成24年2月8日 事務局作成
(総合計画)	(説明)	(総合計画)	(説明)
	想や具体的な計画を描き、これを市民、議会、 市役所の三者が協働で実現するためのルール を自治基本条例で定めるという位置づけを明 確にするため、第6条を設けることとしまし た。	2 市民は、総合計画の実現に向け、協働によるまちづくり活動に参加・参画するように	第4項の規定の改正により、議会承認を得る ことの義務化はなくなりましたが、門真市に おいては、引き続き、総合計画の重要性を確 認し、市民とともに計画行政を推進するため、 総合計画で門真市の将来のまちづくりの構想
3 議会は、総合計画の実現に向け、市政運営への協力及び監視等に努めます。	『市民みんなで創る 人・まち"元気"体感 都市門真 (門真市第5次総合計画)』は、『自	営の監視及び協力等に努めます。	を自治基本条例で定めるという位置づけを明確にするため、第6条を設けることとしました。 総合計画を推進していくには、市民、議会、
4 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。	分たちのまちは自分たちでつくり、育てる』という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢」であり、「市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を実現していきましょう」と語りかけています。 将来、総合計画の改定があったとしても、自治基本条例で定められた自治の理念やルールに基づいて、総合計画の策定や運営が行われなければなりません。		市役所の協働が欠かせません。 『市民みんなで創る 人・まち "元気" 体感都市門真 (門真市第5次総合計画)』は、『自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる』という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢」であり、「市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を実現していきましょう」と語りかけています。 将来、総合計画の改定があったとしても、自治基本条例で定められた自治の理念やルールに基づいて、総合計画の策定や運営が行われなければなりません。

	委員会 検討条例案 F成24年1月13日 事務局作成	門真市条例制定検討	委員会 検討条例案 平成24年2月8日 事務局作成
第3章 市民・議会・市役所の役割		第3章 市民・議会・市役所の役割	判
(市民の役割)	(説明)	(市民の役割)	(説明)
第7条 市民は、多様な価値観を知り、お互	!	第7条 市民は、協働によるまちづくりの主	!
いの立場を尊重し、連携し合い、協働による	!	役であることを認識し、自治の推進に努めま	
まちづくりに責任と主体性をもって取り組む	į	す。また、市民は、モラル(道徳)の向上及	į
よう努めます。	に補い合い、支え合う必要があります。その		に補い合い、支え合う必要があります。その
	支え合いの原点は家族であり、それでは対応		支え合いの原点は家族であり、それでは対応
2 市民は、門真の歴史や文化を学び、まちの	i l	2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
誇りとして継承するように努めます。		立場を尊重し、連携し合い、協働によるまち	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i
	す。	づくりに責任と主体性をもって取り組むよう	
3 市民は、人や地域とのつながりの大切さを	i l		市民の役割について述べています。
知り、積極的に関わりを持つことによって、	きに、議会や市役所に付託することになりま		そして、市民の力だけでは解決できないと
市民力・地域力の向上に努めます。	す。付託するといっても白紙委任するわけで		<u>:</u>
	i l	知る権利並びに議会及び市役所に参加・参画	i
	役所に関する必要な情報を得る権利を有して	する権利があります。	はなく、まちづくりの主人公として議会や市
域一体となって子どもを見守る環境整備に努	いますし、議会や市役所との協議の場への参		役所に関する必要な情報を得る権利を有して
めます。	加や、計画策定の過程への参加も保証されな	4 市民は、門真の歴史や文化を学び、まち	いますし、議会や市役所との協議の場への参
	ければなりません。	の誇りとして継承するように努めます。	加や、計画策定の過程への参加も保証されな
	上記の内容は、国際的にも地方自治の基本		ければなりません。そのため、第3項では、
	的な原理といわれてきた「補完性の原理」と	5 市民は、人や地域とのつながりの大切さ	市民の権利について述べています。
	いわれるものです。	を知り、積極的に関わりを持つことによって、	上記の内容は、国際的にも地方自治の基本
	第2項は、一般的に、市民はまちの欠点が	市民力・地域力の向上に努めます。	的な原理といわれてきた「補完性の原理」と
	気になりがちで、マイナスのイメージを抱く		いわれるものです。
	ことにより、まちの良いところを見落とすこ	6 市民は、子どもの健全育成を図るため、	第4項は、一般的に、市民はまちの欠点が
	とがあるため、門真の歴史、文化を再認識す	地域一体となって子どもを見守る環境整備に	気になりがちで、マイナスのイメージを抱く
	ることによって、門真への愛着心を醸成し、	努めます。	ことにより、まちの良いところを見落とすこ
	協働によるまちづくりへの関心を高めたいと		とがあるため、門真の歴史、文化を再認識す
	いう想いを込めています。		ることによって、門真への愛着心を醸成し、
	第3項では、人や地域とのつながりの大切		協働によるまちづくりへの関心を高めたいと

いう想いを込めています。

さについて述べています。

第5項では、人や地域とのつながりの大切

さについて述べています。

少子高齢化や核家族化の進行、生活スタイ

ルの変化によって、人と人とのつながりの希

四十十夕后出少人	. ← 日 人	四本十夕后此点	チョク Mala kida
門具巾条例制定傾割	委員会 検討条例案	門具巾条例制疋傾討	委員会 検討条例案
7	平成24年1月13日 事務局作成		平成24年2月8日 事務局作成
	薄化が深刻化しています。 お互いを知り、支え合うことができる環境は、安心で安全なまちとなり、暮らしやすく住み続けたいまちとなるはずです。 第4項では、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを、地域で育てていきましょうという願いを込めています。		少子高齢化や核家族化の進行、生活スタイルの変化によって、人と人とのつながりの希薄化が深刻化しています。 お互いを知り、支え合うことができる環境は、安心で安全なまちとなり、暮らしやすく住み続けたいまちとなるはずです。 第6項では、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを、地域で育てていきましょうという願いを込めています。
(事業所の役割)	(説明)	(事業所の役割)	(説明)
として、地域社会との調和を図り、暮らしや	ていますが、法人としての公益的活動あるい		ていますが、事業活動を行う個人・法人とし

	委員会 検討条例案 P成24年1月13日 事務局作成	門真市条例制定検討	委員会 検討条例案 平成24年2月8日 事務局作成
(議会の役割)	(説明)	(議会の役割)	(説明)
第9条 議会は、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営に努めます。2 議会は、広く市民の声を聞き、これを政策形成及び議会運営に反映させるよう努めます。	表制であり、議会には執行機関の監視、抑制 機能以外に、政策形成機能が求められていま す。	第9条 議会は、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会運営に努めます。 2 議会は、広く市民の声を議会運営に反映させ、政策の形成に努めます。	表制であり、議会には執行機関の監視、抑制 機能以外に、政策形成機能が求められていま
(議員の役割)	(説明)	(議員の役割)	(説明)
第10条 議員は、市民の代表者として市民の意思を適確に反映させるため、公正かつ誠実に職務を遂行し、執行機関を監視する機関の一員としてその役割を果たすとともに、市役所の公正な職務の執行の充実強化に努めます。	代表ではなく、門真市全体の発展のために活動すべきことを改めて確認しました。なぜならば、特定の地区や一部の住民グループの代		をはじめ、様々な市民の声を代表しています。 議員は、二元代表制の一方の雄として、その

平成24年1月13日 事務局作成

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年2月8日 事務局作成

(市役所の役割)

第11条 市役所は、市政への参加・参画の機 会を積極的に設け、市民からの意見・提案を「て尊重し、協働を促進させるためには、市民」会を積極的に設け、市民、議会からの意見・ 適切に施策に反映させるように努めます。

- 報が届くように、積極的な情報公開・情報提一の手法開発を行うことが求められます。 供に努めます。
- 3 市役所は、市民サービスの公平・公正さ を保ち、市民サービスの向上を図るため、市 ムページ等の多様な広報媒体を通じて展開し**3** 市役所は、市民サービスの公平・公正さ 見直しに努めます。
- 4 市役所は、この条例の基本理念を実現す! めます。

(説明)

市民を協働によるまちづくりの主人公とし 第11条 市役所は、市政への参加・参画の機 け、広聴の充実、市民からの意見や提案を適

■す。 2 市役所は、必要とするところに必要な情 切に反映することを保証する市民参加・参画

ています。

第2項では、市役所の広報は広報誌、ホー が発生しています。わかりやすい広報づくり を行う等、市民が広報に関心を持てるような する方向で検討していく必要性を述べていま

■めます。

第3項では、市役所は公平・公正さを保つ とともに、市民サービスの向上を図らなけれ ばなりません。例えば、市民の生活形態に応 じた市役所窓口の業務時間、市民委員会等の 各種諮問委員会の開催日時、さらには市民に 分かりやすい手続き方法等について、市民と ともに行政評価を行いながら見直していくこ とが必要であることを述べています。

第4項では、条例の理念を理解し、職務を 遂行する職員を育成していく必要性を述べて います。

(市役所の役割)

の市政への参加や参画の機会を積極的に設せ提案を適切に施策に反映させるように努めませの市政への参加や参画の機会を積極的に設める。

- 第1項では、このような市役所の役割を述べ ■報が届くように、積極的な情報公開・情報提 す。 供に努めます。
- 民と共に行政評価に努め、不断の行政活動のしてきましたが、こうした努力にもかかわらず、▮を保ち、市民サービスの向上を図るため、市しホームページ等の多様な媒体をはじめ、各種 必要な人に必要な情報が届かないという問題

 ■民と共に行政評価に努め、不断の行政活動の

 □計画の公表や財政状況、予算編成過程の公表 見直しに努めます。
 - スブック等の新たな情報媒体も積極的に活用

 ■るため、組織力を高め、職員の人材育成に努り届けられていない場合があります。

(説明)

市民を協働によるまちづくりの主人公とし て尊重し、協働を促進させるためには、市民 け、広聴の充実、市民、議員からの意見や提 案を適切に反映することを保証する市民参 2 市役所は、必要とするところに必要な情 加・参画の手法開発を行うことが求められま

> 第1項では、このような市役所の役割を述 べています。

第2項では、市役所の広報活動は広報紙、 を行うなど改善に取り組んでいますが、広報 紙がわかりにくい、ホームページを閲覧でき るため、組織力を高め、職員の人材育成に努し工夫も必要でしょうし、ツイッター、フェイ▮4 市役所は、この条例の基本理念を実現すしる環境にないなど、必要な人に必要な情報が

> 引き続き、わかりやすい広報紙づくりや、 様々な情報に触れられる機会を増やす等、市 民が市役所の情報に関心を持てるような工夫 が必要です。

> 第3項では、市役所の公平・公正さの原則 を謳い、行政評価や事務事業評価を行い、不 断の行財政運営の見直しに努めることを規定 しています。

第4項では、条例の理念を理解し、職務を 組織的に遂行する職員を育成していく必要性 を述べています。

門真市条例制定検討	委員会 検討条例案	門真市条例制定検討	委員会 検討条例案
<u>\sqrt{1}</u>	平成24年1月13日 事務局作成		平成24年2月8日 事務局作成
(職員の役割)	(説明)	(職員の役割)	(説明)
第12条 職員は、この条例の基本理念を実現するため、自己研鑽に努めます。 2 職員は、要望等を口頭により受けた時は、その内容を確認し簡潔に記録することに努めます。この場合において、不実又は虚偽の記載をしてはなりません。	って一部の市民のための公務員ではありません。また、公務員の仕事は公共の利益の増進 に役立てる事が第一の使命です。市民の中に は、不当な要求や要望を職員に押し付ける場	2 職員は、要望等を口頭により受けた時は、 その内容を確認し簡潔に記録することに努め ます。	めて、市役所の職員は、全体の奉仕者であり、 法令遵守により公共の利益の増進を推進する 役割及び、そのために自己研鑽することを規 定しています。
第4章 広域行政		第4章 広域行政	
(広域行政の推進)	(説明)	(広域行政の推進)	(説明)
	日本は平成の時代に入り、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災と平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災、福島原子力発電所事故の大災害に見舞われ、防災活動だけでなく、復興活動における広域行政・広域連携の対応が全国的に喫緊の課題となりました。門真市では津波の心配は少ないものの、震災等による大災害の可能性は否定できず、過去の大災害の教訓を活かした対応策の検討が必要であり、本条は特にこうした点から設けることとなりました。もちろん、その他の点においても広域的な対応が必要な場合には、広域行政・広域連携の検討をするべきです。	連携して適切に対処するよう努めます。	

門真市条例制定検討委員会	検討条例案

平成24年1月13日 事務局作成

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年2月8日 事務局作成

第5章 協働の基盤形成

(協働の基盤・推進)

第14条 市民、議会及び市役所は、お互いが の促進等、開かれた環境形成に努めます。

施、評価及び改善の一連の政策過程において、承されていくものと考えられます。 協働関係を構築していきます。

(説明)

んながいっしょに協力してまちづくりを進め
■の促進等、開かれた環境形成に努めます。 る『協働』」を基本目標達成のための基本姿勢

したがって、協働の形は今後の実践活動か▋協働関係を構築していきます。 ら具体化されるものであるとしても、協働の 発展を期待するためには、その基盤形成が必 要です。

第1項では、協働の基盤として、市民、議 会、市役所の三者の相互理解と活性化のため の必要内容を定めたものです。

議会や市役所は、市民と相互理解が深まる よう、市民に現状を正確に説明するような環 境形成が必要です。

第2項は、協働は実施段階だけのものでは なく、企画段階で目的や相互の役割のあり方 が共有されるところから始まり、実施後の評 価も協働で行わない限り、相互の役割を尊重 した改善へと向かいません。そこで、一連の 政策過程全般にわたって、協働関係の構築が 必要であることを述べています。

なお、とりわけ企画段階における協働関係 は、市民の側から見れば、議会や市役所の意 思決定過程に参加・参画することを意味しま

第5章 協働の基盤形成

(協働の基盤・推進)

『市民みんなで創る 人・まち"元気"体感 ■第14条 市民、議会及び市役所は、お互いが

尊重し、目的を共有するとともに、企画、実┆改定があったとしても、協働の基本姿勢は継▮尊重し、目的を共有するとともに、企画、実┆計画の改定があったとしても、協働の基本姿 施、評価及び改善の一連の政策過程において、対象は継承されていくものと考えられます。

(説明)

『市民みんなで創る 人・まち"元気"体感 見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有「都市門真(門真市第5次総合計画)』では、「み」見えやすく相互理解が深まるよう、情報共有「都市門真(門真市第5次総合計画)』では、 「みんながいっしょに協力してまちづくりを 進める『恊働』」を基本目標達成のための基 2 市民、議会及び市役所は、相互の役割をしとして位置づけています。将来、総合計画の ▮2 市民、議会及び市役所は、相互の役割をし本姿勢として位置づけています。将来、総合

> したがって、協働の形は今後の実践活動か ら具体化されるものであるとしても、協働の 発展を期待するためには、その基盤形成が必 要です。

> 第1項では、協働の基盤として、市民、議 会、市役所の三者の相互理解と活性化のため の必要内容を定めたものです。

> 議会や市役所は、市民と相互理解が深まる よう、市民に現状を正確に説明するような環 境形成が必要です。

第2項は、協働は実施段階だけのものでは なく、企画段階で目的や相互の役割のあり方 が共有されるところから始まり、実施後の評 価も協働で行わない限り、相互の役割を尊重 した改善とはなっていきません。

そこで、一連の政策過程全般にわたって、協 働関係の構築が必要であることを述べていま

なお、とりわけ企画段階における協働関係 は、市民の側から見れば、議会や市役所の意 思決定過程に参加・参画することを意味しま す。

門真市条例制定検討	委員会 検討条例案	門真市条例制定検討	委員会 検討条例案
7	平成24年1月13日 事務局作成		平成24年2月8日 事務局作成
第6章 地域自治の推進	第6章 地域自治の推進		
(地域自治の推進)	(説明)	(地域自治の推進)	(説明)
第15条 市民は、安全で安心して暮らせる地域自治を拡充するため、自主的な意思によって、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、協働を推進するように努めます。	化に伴い、地域自治(コミュニティ)に期待 される役割は増大しています。	て、地域の課題を共有し、助け合い、解決に 向けて行動し、協働を推進するように努めま す。	化に伴い、地域自治(コミュニティ)に期待 される役割は増大しています。

門真市条例制定検討委員会	檢討条例案
	「火山」/ヘレコオ

平成24年1月13日 事務局作成

門真市条例制定検討委員会 検討条例案

平成24年2月8日 事務局作成

(地域会議の推進)

第16条 市民は、身近な共同体意識の形成が | 題解決に向けた協働推進に取り組む組織(以 た。 下「地域会議」という。)を設置することがで! きます。

- 援します。
- 3 地域会議への支援の方法等については、 別に定めます。

(説明)

ミュニティ)を拡充させていくために、一定
■ことができます。 の地域を範囲とした地域の課題を整理し、課 る自主的な地域会議の設置について定めたも■援します。 のです。一定の地域とは、共同体意識の形成 が可能な単位ですので、小学校区の範囲を原 ■3 地域会議への支援の方法等については、 則に、地域によっては中学校区の範囲も考え■別に定めます。 られます。

地域会議の役割は、地域のこれからの将来 像を描いた地域プランづくり、このプランを 前提とした独自の地域課題解決への取り組 み、市役所との協働事業実施等が想定されま

地域自治の根底は自治会が主流であり、自 治会への期待は高いものがあります。しかし ながら、自治会によっては、加入率の低下や 役員後継者不足等、組織自体の沈静化が見ら れます。そのため、自治会の単位だけでは課 題解決が困難な場合もあり、より広範な単位 で、自治会、各種団体、ボランティア団体、 NPO等が連携・協働することにより、大き なパワーを発揮できる組織形成の必要性が高 まってきています。課題解決の内容によって は、地域外(門真市外も含)のNPO等の団 体や個人との連携も考慮すべきです。第2条 で本条例における市民を広く定義している理 由のひとつは、ここにあります。

(地域会議の推進)

前条で、地域自治(コミュニティ)再生の ■第16条 市民は、身近な共同体意識の形成が 通課題の解決に向けた協働推進に取り組む組た。 そこで、本条では、門真市内の地域自治 (コ¶織 (以下「地域会議」という。) を設置する

- 2 市役所は、地域会議の設立及び活動を支!題解決のための意思決定や事業実施を推進す ■2 市役所は、地域会議の設立及び活動を支!し、解決のための意思決定や事業実施を推進

(説明)

前条で、地域自治(コミュニティ)再生の 可能な一定の地域において、地縁団体及び目!ために一人ひとりの地域自治(コミュニティ) **□**可能な一定の地域において、地縁団体及び目!!ために一人ひとりの地域自治(コミュニティ) 的別団体等多様な主体で構成され、地域の課は拡充に向けた取り組みへの期待を述べましむ別団体等多様な主体で構成され、地域の共は拡充に向けた取り組みへの期待を述べまし

> そこで、本条では、門真市内の地域自治(コ ミュニティ)を拡充させていくために、一定 の地域を範囲とした地域の共通課題を整理 する自主的な地域会議の設置について定めた ものです。一定の地域とは、共同体意識の形 成が可能な単位ですので、小学校区の範囲を 原則とします。

地域会議の役割は、地域のこれからの将来 像を描いた地域プランづくり、このプランを 前提とした独自の地域共通課題解決への取り 組み、市役所との協働事業実施等が想定され

地域自治の根底は自治会が主流であり、自 治会への期待は高いものがあります。しかし ながら、自治会によっては、加入率の低下や 役員後継者不足等、組織自体の沈静化が見ら れます。そのため、自治会の単位だけでは解 決が困難な場合もあり、より広範な単位で、 自治会、各種団体、ボランティア団体、NP O等が連携・協働することにより、大きなパ ワーを発揮できる組織形成の必要性が高まっ てきています。共通課題の内容によっては、 地域外 (門真市外も含) のNPO等の団体や 個人との連携も考慮すべきです。第2条で本 条例における市民を広く定義している理由の ひとつは、ここにあります。

	委員会 検討条例案	門真市条例制定検討	委員会 検討条例案
	正成24年1月13日 事務局作成 このような地域会議は地域が自主的に設立 するものであり、市役所が画一的に決定する ものではありません。 したがって、市役所は地域自治の活性化の ために、このような自主的な組織が自主的に 結成されるよう支援していくことを第2項で 述べています。		平成24年2月8日 事務局作成 このような地域会議は地域が自主的に設立するものであり、市役所が画一的に決定するものではありません。 したがって、市役所は地域自治の活性化のために、このような自主的な組織が自主的に結成されるよう支援していくことを第2項で述べています。 第3項では、市役所が地域会議を支援する方法について、別途に定めることを規定しています。
第7章 自治基本条例の効果と改善	<u>-</u>	第7章 自治基本条例の効果と改善	
(門真市自治基本条例推進委員会の設置)	(説明)	(門真市自治基本条例推進委員会の設置)	(説明)
第17条 この条例の実施状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会を設置します。2 議会及び市役所は、この条例の改正が必要となった場合は、速やかに改正しなければなりません。3 門真市自治基本条例推進委員会の組織及び運営等については、別に定めます。	本条例に基づいて市民、議会、市役所が協働を推進しているかどうかを、検証・評価する必要があります。 本条の門真市自治基本条例推進委員会は、そのために設置され、同委員会の委員には、市民を起点とした自治への推進のため、公募市民や無作為抽出市民等による構成であるこ	す。 2 本条例の見直しについて、委員会において検討し、改正が必要となった場合は、市役所に提言を行います。	: